

平成二十一年六月二十二日受領
答弁第五三九号

内閣衆質一七一第五三九号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質

問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の文書（以下「文書」という。）は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、文書を必要とすると考えられる外務省職員を想定して作成し、必要に応じて告知したものである。それ自体が個々の外務省職員に対する職務上の命令としての性質を有するものではない。

二について

お尋ねについては、御指摘の「報告」の個別具体的な事情によって様々であるため、一概にお答えすることは困難である。

四から六までについて

文書の作成日についての記録が残されていないため、お答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「取り決め」の意味が必ずしも明らかではないが、文書は、「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指すための方針として取りまとめた「政・官の在り方」（平成十四年七月十六日閣僚懇談会申合せ）の趣旨にのっとり、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくために作成されたものである。